

令和元年9月6日招集

令和元年 第6回(9月)

佐渡市議会定例会議案

佐 渡 市

目 次

議案第77号	佐渡市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について	1
議案第78号	佐渡市立幼稚園条例及び佐渡市へき地保育園条例の一部を改正する条例の制定について	3
議案第79号	佐渡市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について	5
議案第80号	佐渡市議会議員及び佐渡市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について	7
議案第81号	佐渡市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	10
議案第82号	佐渡市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	13
議案第83号	公の施設に係る指定管理者の指定について（佐渡市ケーブルテレビ放送施設）	15
議案第84号	財産の無償貸付について（佐渡市栽培漁業センター）	16
議案第85号	令和元年度佐渡市一般会計補正予算（第7号）について	19
議案第86号	令和元年度佐渡市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について	19
議案第87号	令和元年度佐渡市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について	19
議案第88号	令和元年度佐渡市介護保険特別会計補正予算（第3号）について	19

議案第89号	令和元年度佐渡市下水道特別会計補正予算（第1号）について	19
議案第90号	令和元年度佐渡市歌代の里特別会計補正予算（第1号）について	19
議案第91号	令和元年度佐渡市すこやか両津特別会計補正予算（第1号）について	19
議案第92号	令和元年度佐渡市病院事業会計補正予算（第1号）について	19
議案第93号	令和元年度佐渡市水道事業会計補正予算（第1号）について	19

議案第77号

佐渡市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

佐渡市印鑑条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和元年9月6日 提出

佐渡市長

三浦 基裕

佐渡市印鑑条例の一部を改正する条例

佐渡市印鑑条例（平成16年佐渡市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「本市の」を「本市が備える」に改める。

第5条第2項第1号中「若しくは通称（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の26第1項に規定する通称をいう。以下同じ。）又は氏名」を「、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号。以下「令」という。）第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。）若しくは通称（令第30条の16第1項に規定する通称をいう。以下同じ。）又は氏名、旧氏」に改め、同項第2号中「その他氏名」を「、その他氏名、旧氏」に改める。

第6条第1項第3号中「外国人住民に係る住民票に通称が記録されている場合にあつては、氏名及び通称」を「氏に変更があつた者に係る住民票に旧氏の記載（法第6条第3項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもって調製する住民票にあつては、記録。以下同じ。）がされている場合にあつては氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票に通称の記載がされている場合にあつては氏名及び当該通称」に改め、同条第2項中「磁気テープ（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができるものを含む。）」を「磁気ディスク」に改める。

第10条第1項第1号中「外国人住民に係る住民票に通称が記録されている場合にあつては、氏名及び通称」を「氏に変更があつた者に係る住民票に旧氏の記載がされている場合にあつては氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票に通称の記載がされている場合にあつては氏名及び当該通称」に改め、同項第5号中「記録」を「記載が」に改める。

第15条第1項第3号中「、氏」の次に「(氏に変更があつた者にあつては、住民票に記載がされている旧氏を含む。)」を、「片仮名」の次に「表記」を加える。

附 則

この条例は、令和元年11月5日から施行する。

議案第78号

佐渡市立幼稚園条例及び佐渡市へき地保育園条例の一部を改正する条例の制定について

佐渡市立幼稚園条例及び佐渡市へき地保育園条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和元年9月6日 提出

佐渡市長

三浦 基裕

佐渡市立幼稚園条例及び佐渡市へき地保育園条例の一部を改正する
条例

(佐渡市立幼稚園条例の一部改正)

第1条 佐渡市立幼稚園条例(平成16年佐渡市条例第127号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「保護者は、授業料を納付しなければならない」を「授業料は、無料とする」に改め、同条第2項及び第3項を削る。

第4条及び第5条を削る。

第6条中「授業料のほか、」を削り、同条を第4条とし、第7条を第5条とする。

(佐渡市へき地保育園条例の一部改正)

第2条 佐渡市へき地保育園条例(平成16年佐渡市条例第196号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「1箇月8,400円」を「規則で定める額」に改め、同項ただし書を削り、同条中第3項を削り、第4項を第3項とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に第1条の規定による改正前の佐渡市立幼稚園条例第3条の規定により納付された授業料に係る第5条の規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。

議案第79号

佐渡市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

佐渡市水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和元年9月6日 提出

佐渡市長

三浦 基裕

佐渡市水道事業給水条例の一部を改正する条例

佐渡市水道事業給水条例（平成16年佐渡市条例第294号）の一部を次のように改正する。

第30条第1項中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 指定工事事業者更新手数料 1件につき5,000円

第33条第1項中「第5条」を「第6条」に改める。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

議案第80号

佐渡市議会議員及び佐渡市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について

佐渡市議会議員及び佐渡市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和元年9月6日 提出

佐渡市長

三浦 基裕

佐渡市議会議員及び佐渡市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

佐渡市議会議員及び佐渡市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成16年佐渡市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第141条第8項」の次に「、第142条第11項」を、「使用」の次に「、法第142条第1項第6号のビラ（以下「選挙運動用ビラ」という。）の作成」を加える。

第3条中「届けなければならない」を「届け出なければならない」に改める。

第11条を第15条とし、第10条中「第7条」を「第11条」に改め、同条を第14条とし、第9条を第13条とし、第8条を第12条とし、第7条中「第10条」を「第14条」に改め、同条を第11条とし、第6条の次に次の4条を加える。

（選挙運動用ビラの作成の公費負担）

第7条 市議会議員及び市長の選挙においては、候補者は、第9条に定める額の範囲内で、選挙運動用ビラを無料で作成することができる。この場合において、第2条ただし書の規定を準用する。

（選挙運動用ビラの作成の契約締結の届出）

第8条 前条の規定の適用を受けようとする者は、ビラの作成を業とする者（以下「ビラ作成業者」という。）との間において選挙運動用ビラの作成に関し有償契約を締結し、委員会の定めるところにより、その旨を委員会に届け出なければならない。

（選挙運動用ビラの作成の公費の支払）

第9条 本市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条に規定する契約に基づき当該契約の相手方であるビラ作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が7円51銭を超える場合は、7円51銭）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて、法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したも

のに限る。)を乗じて得た金額(1円未満の端数がある場合は、その端数を1円とする。)を第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラ作成業者からの請求に基づき、当該ビラ作成業者に対して支払う。

(選挙運動用ビラの作成の公費負担の限度額)

第10条 第7条の規定により選挙運動用ビラを作成する場合の公費負担の限度額は、候補者1人について、7円51銭に選挙運動用ビラの作成枚数(当該作成枚数が法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数)を乗じて得た金額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第81号

佐渡市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

佐渡市手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和元年9月6日 提出

佐渡市長

三浦 基裕

佐渡市手数料条例の一部を改正する条例

佐渡市手数料条例（平成16年佐渡市条例第68号）の一部を次のように改正する。

別表消防関係の表2の項の(2)のオ中「1,580,000円」を「1,590,000円」に、「1,940,000円」を「1,950,000円」に、「2,260,000円」を「2,270,000円」に改め、同表中

「

9 火薬類取締法（昭和25年法律第149号） 第25条第1項の規定に基づく煙火についての許可の申請に対する審査	1件につき 7,900円
--	--------------

」を

「

9 火薬類取締法（昭和25年法律第149号） 第25条第1項の規定に基づく煙火についての許可の申請に対する審査	1件につき 7,900円
10 佐渡市火災予防条例（平成16年佐渡市条例第308号）第47条第1項の規定によるタンク検査	
ア 水張検査	1件につき 6の項の(1)の区分に応じ、それぞれ当該手数料と同一の額
イ 水圧検査	1件につき 6の項の(2)の区分に応じ、それぞれ当該手数料と同一の額

」に

改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。
(佐渡市火災予防条例の一部改正)
- 2 佐渡市火災予防条例(平成16年佐渡市条例第308号)の一部を次のように改正する。
第47条第2項を削り、同条第3項中「第1項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とする。

議案第82号

佐渡市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

佐渡市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正
する条例を次のとおり制定する。

令和元年9月6日 提出

佐渡市長

三浦 基裕

佐渡市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を
改正する条例

佐渡市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（平成16年佐
渡市条例第307号）の一部を次のように改正する。

第4条中第1号を削り、第2号を第1号とし、同条第3号中「第7条」
を「第6条」に、「免職」を「懲戒免職」に改め、同号を同条第2号とし、
同条第4号を同条第3号とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第83号

公の施設に係る指定管理者の指定について（佐渡市ケーブルテレビ放送施設）

下記のとおり公の施設に係る指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
佐渡市ケーブルテレビ放送施設
- 2 指定管理者となる団体の名称
株式会社佐渡テレビジョン
- 3 指定の期間
令和2年4月1日から令和5年3月31日まで

令和元年9月6日 提出

佐渡市長 三浦 基裕

議案第84号

財産の無償貸付について（佐渡市栽培漁業センター）

別紙の財産を無償貸付することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求める。

令和元年9月6日 提出

佐渡市長

三浦 基裕

別紙

1 建物の名称、所在、構造及び延床面積

建物の名称	所在	構造	延床面積 (㎡)		備考
機械電気棟	豊田 2148 番地1	鉄筋コンクリート平屋建	51	00	
着水槽ポンプ室	豊田 2148 番地1	鉄筋コンクリート平屋建	52	96	
機械棟	豊田 2148 番地1	コンクリートブロック平屋建	13	42	
稚魚飼育棟	豊田 2148 番地1	木造平屋建	475	97	
稚魚飼育水槽	豊田 2148 番地1	鉄筋コンクリート37t水槽			9 槽
飼料培養稚魚ふ化棟	豊田 2148 番地1	鉄骨造平屋建	375	37	
ワムシ培養槽・稚魚ふ化槽	豊田 2148 番地1	鉄筋コンクリート24t水槽			6 槽
ワムシ処理槽	豊田 2148 番地1	鉄筋コンクリート15t処理槽			1 槽
ボイラー棟	豊田 2148 番地1	コンクリートブロック平屋建	13	42	
クロレラ培養槽	豊田 2148 番地1	鉄筋コンクリート40t水槽	202	54	4 槽
作業管理棟	豊田 2148 番地1	鉄筋コンクリート平屋建	193	11	
養殖棟	豊田 2148 番地1	鉄骨造平屋建	600	00	

稚魚飼育棟	豊田 2148 番地1	木造平屋建	321	78	
車庫	豊田 2148 番地1	木造平屋建	40	15	
ろ過槽	豊田 2148 番地1	鉄筋コンクリ ート平屋建	66	17	
養殖棟	豊田 2148 番地1	木造平屋建	185	85	
養殖棟	豊田 2148 番地1	軽量鉄骨造平 屋建	111	65	
取水管	豊田 2148 番地 1 地 先	鋼管 450A			301.7m
取水管	豊田 2148 番地 1 地 先	鋼管 450A			261.5m

2 土地の所在、登記地目及び地積

所在	登記地目	地積 (㎡)	備考
佐渡市豊田2148番1	雑種地	10,391 00	護岸及び護岸管 理道路を除く。

3 無償貸付の相手方 佐渡市窪田978番地3
有限会社浦島
代表取締役 須藤 史彦

4 無償貸付の期間 令和元年10月1日から令和7年3月31日までとする。なお、市又は無償貸付の相手方が貸付期間満了の日の4箇月前までに契約を更新しない旨の通知をしない場合は、更に2年間契約を更新するものとし、以後同様とする。

- 議案第85号 令和元年度佐渡市一般会計補正予算（第7号）について
（予算書別紙添付）
- 議案第86号 令和元年度佐渡市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）に
ついて
（予算書別紙添付）
- 議案第87号 令和元年度佐渡市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
について
（予算書別紙添付）
- 議案第88号 令和元年度佐渡市介護保険特別会計補正予算（第3号）につい
て
（予算書別紙添付）
- 議案第89号 令和元年度佐渡市下水道特別会計補正予算（第1号）につい
て
（予算書別紙添付）
- 議案第90号 令和元年度佐渡市歌代の里特別会計補正予算（第1号）につい
て
（予算書別紙添付）
- 議案第91号 令和元年度佐渡市すこやか両津特別会計補正予算（第1号）に
ついて
（予算書別紙添付）
- 議案第92号 令和元年度佐渡市病院事業会計補正予算（第1号）につい
て
（予算書別紙添付）
- 議案第93号 令和元年度佐渡市水道事業会計補正予算（第1号）につい
て
（予算書別紙添付）

再生紙を使用しています。

古紙リサイクルにご協力をお願いします。

議案第 85 号

《令和元年度 佐渡市一般会計補正予算（第7号）概要》

1 補正予算について

- ・ 幼児教育・保育無償化の実施に伴う歳入・歳出所要額を計上
- ・ さわた子育て支援施設、佐渡中央文化会館及び佐渡島開発総合センターの整備に係る経費を計上
- ・ 戦略的観光誘客促進事業及び学校給食センターの調理・配送等業務委託料などの債務負担行為を設定
- ・ 6月29日から30日発生 of 梅雨前線豪雨災害に係る災害復旧経費を計上
- ・ その他の経費については、人事異動等に伴う人件費の補正を計上するほか、6月補正予算編成後の事由による必要な経費を計上

2 予算規模

(単位：千円)

補正前の額	43,234,400
補正額	893,236
累計予算額	44,127,636

3 財源内訳

(単位：千円)

地方特例交付金	8,527
地方交付税	270,098
国・県支出金	172,777
繰入金	△404,391
繰越金	863,457
その他	△17,232

4 主な補正項目

(単位：千円)

○幼児教育・保育無償化の実施【子ども若者課】

(内容)

歳入	補正額：△46,505
・ 保育所児童保育料	△45,518 千円
・ へき地保育所使用料	△100 千円
・ 幼稚園授業料	△1,782 千円
3歳以上児及び0～2歳児の住民税非課税世帯の利用者負担額の減	
・ 子育てのための施設等利用給付交付金	895 千円
国 1/2、県 1/4、市 1/4	
歳出	補正額：2,672
・ 私立保育所支援事業	1,544 千円
・ へき地保育所運営費事業	243 千円
・ 幼稚園管理事業	837 千円
・ 子育て支援対策事業	48 千円
給食のおかず・おやつ等の副食費の無償化、認可外保育施設や一時預かり、病後児保育事業、ファミリー・サポート・センターの利用に要する費用を負担	

○（継続費）さわた子育て支援施設整備事業【子ども若者課】

補正額：121,898

（事業内容）

・ 佐和田第1、第2児童クラブ及びさわた子育て支援センターの整備	
令和元年度	121,898 千円
令和2年度	13,545 千円
合計	135,443 千円

○佐渡中央文化会館整備事業【教育総務課】

補正額：4,840

（事業内容）

・ アミューズメント佐渡改修工事設計業務委託

○佐渡島開発総合センター整備事業【社会教育課】

補正額：8,448

（事業内容）

・ 佐渡島開発総合センター改修工事設計業務委託

○戦略的観光誘客促進事業（債務負担行為）【観光振興課】

（事業内容）

年度当初から多くの観光客を受け入れられる体制を整備するため、島内二次交通の確保や旅行商品の造成支援等により通年観光化を図る。

・ 期間	： 令和元年度～令和2年度	
・ 限度額	： 24,938 千円	
・ 実施事業	①二次交通対策事業	3,112 千円
	②上期旅行商品造成支援事業	15,890 千円
	③観光バス対策事業	5,936 千円

○学校給食センター調理・配送等業務委託料（債務負担行為）【学校教育課】

（事業内容）

学校給食センター（両津、相川、佐和田、国仲）の調理・配送等業務のアウトソーシングを行い、業務の効率化と民間の専門性・ノウハウの活用を図る。

・ 期間	： 令和元年度～令和6年度
・ 限度額	： 940,500 千円

○災害復旧費

補正額：161,913

（事業内容）

・ 令和元年災農地・農業用施設災害復旧事業【農林水産課】	105,913 千円
測量設計委託18箇所、災害復旧工事18箇所	
・ 土木施設単独災害復旧事業【建設課】	21,000 千円
災害復旧工事7箇所	
・ 令和元年災公共土木施設災害復旧事業【建設課】	35,000 千円
災害復旧工事3箇所	

議案第86号

《令和元年度 佐渡市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）概要》

1 補正予算について

- ・ 人事異動等に伴う人件費の補正を計上

2 予算規模

（単位：千円）

補正前の額	6,201,348
補正額	<u>△2,991</u>
累計予算額	6,198,357

3 財源内訳

（単位：千円）

一般会計繰入金の減額	△2,991
------------	--------

4 主な補正項目

（単位：千円）

○総務費

・ 一般管理費（人件費）	△2,991
--------------	--------

議案第87号

《令和元年度 佐渡市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）概要》

1 補正予算について

- ・ 人事異動等に伴う人件費の補正を計上
- ・ 前年度決算に伴う繰越金、保険料等負担金を計上

2 予算規模 （単位：千円）

補正前の額	764,200
補正額	△8,526
累計予算額	755,674

3 財源内訳 （単位：千円）

繰越金の増額	12,288
一般会計繰入金の減額	△5
確定賦課による現年度保険料の減額	△20,809

4 主な補正項目 （単位：千円）

○総務費

- ・ 一般管理費（人件費）

○後期高齢者医療広域連合納付金

- ・ 現年度保険料
- ・ 前年度保険料精算金

○諸支出金

- ・ 一般会計繰出金

議案第88号

《令和元年度 佐渡市介護保険特別会計補正予算（第3号）概要》

1 補正予算について

- ・ 低所得者層の負担軽減を図るため、介護保険料及び一般会計繰入金の補正を計上
- ・ 人事異動等に伴う人件費の補正を計上
- ・ 地域支援事業費の補正を計上
- ・ 前年度決算に伴う介護給付費の返還金等の補正を計上

2 予算規模

(単位：千円)

補正前の額	8,821,237
補正額	453,386
累計予算額	9,274,623

3 財源内訳

(単位：千円)

介護保険料	△48,265
国庫支出金	16,722
県支出金	8,360
一般会計繰入金	39,655
基金繰入金	6,621
繰越金	430,293

4 主な補正項目

(単位：千円)

総務費	△8,402
地域支援事業費	2,671
基金積立金	140,694
諸支出金	318,423

議案第 89 号

《令和元年度 佐渡市下水道特別会計補正予算（第 1 号）概要》

1 補正予算について

- ・ 人事異動等に伴う人件費の補正を計上
- ・ 一般会計繰出金の補正を計上

2 予算規模

(単位：千円)

補正前の額	3,519,000
補正額	29,535
累計予算額	3,548,535

3 財源内訳

(単位：千円)

一般会計繰入金	6,899
繰越金	22,636

4 主な補正項目

(単位：千円)

○人件費・下水道総務費

・ 人事異動等に伴う人件費の増額	9,179
------------------	-------

○人件費・下水道建設事業

・ 人事異動等に伴う人件費の減額	△2,280
------------------	--------

○一般会計繰出金

・ 一般会計繰出金の増額	22,636
--------------	--------

議案第90号

《令和元年度 佐渡市歌代の里特別会計補正予算（第1号）概要》

1 補正予算について

- ・ 人事異動等に伴う人件費の補正を計上
- ・ 前年度決算に伴う繰越金、一般会計繰出金の補正を計上

2 予算規模

(単位：千円)

補正前の額	460,900
補正額	1,537
累計予算額	462,437

3 財源内訳

(単位：千円)

一般会計繰入金	△10,629
繰越金	12,166

4 主な補正項目

(単位：千円)

特別養護老人ホーム費

・ 一般管理費	△10,629
・ 一般会計繰出金	12,166

議案第91号

《令和元年度 佐渡市すこやか両津特別会計補正予算（第1号）概要》

1 補正予算について

- ・ 人事異動等に伴う人件費の補正を計上
- ・ 前年度決算に伴う繰越金、一般会計繰出金の補正を計上

2 予算規模

(単位：千円)

補正前の額	581,600
補正額	13,977
累計予算額	595,577

3 財源内訳

(単位：千円)

一般会計繰入金	△4,066
繰越金	18,043

4 主な補正項目

(単位：千円)

○介護老人保健施設費

- ・ 一般管理費 △4,066

○諸支出金

- ・ 一般会計繰出金 18,043

議案第92号

《令和元年度 佐渡市病院事業会計補正予算（第1号）概要》

【令和元年度補正予算（第1号）（病院事業全体）】

- ・ 人事異動等に伴う人件費の補正を計上

収益的収支

	病院事業会計		
	既決予定額	補正1号	補正後
収入	1,575,208	0	1,575,208
支出	1,946,989	△13,021	1,933,968
収支	△371,781	13,021	△358,760

	両津病院			相川病院		
	既決予定額	補正1号	補正後	既決予定額	補正1号	補正後
収入	1,149,405	0	1,149,405	425,803	0	425,803
支出	1,375,464	△4,563	1,370,901	571,525	△8,458	563,067
収支	△226,059	4,563	△221,496	△145,722	8,458	△137,264

【令和元年度補正予算（第1号）（両津病院）】

- [補正額] ・ 収益的支出 △4,563 千円
- [主な内容] ・ 当初予算算定根拠の人員数より1名の増

【令和元年度補正予算（第1号）（相川病院）】

- [補正額] ・ 収益的支出 △8,458 千円
- [主な内容] ・ 当初予算算定根拠の人員数は変動なし

議案第93号

《令和元年度 佐渡市水道事業会計補正予算（第1号）概要》

1 補正予算について

- ・ 人事異動に伴う人件費の補正を計上
- ・ 建設改良費の増額に伴う収支の補正を計上

2 予算規模

収益的収支 (単位：千円)

収入	補正前の額	2,748,664	支出	補正前の額	2,726,364
	補正額	330		補正額	△10,063
	累計予算額	2,748,994		累計予算額	2,716,301

資本的収支 (単位：千円)

収入	補正前の額	1,473,512	支出	補正前の額	2,224,476
	補正額	50,000		補正額	69,458
	累計予算額	1,523,512		累計予算額	2,293,934

3 主な財源内訳（資本的収支）

(単位：千円)

・ 補てん財源（損益勘定留保資金）充当	19,458
---------------------	--------

4 主な補正項目

収益的収入 (単位：千円)

営業外収益	
・ 他会計補助金：児童手当に係る一般会計繰入金の増額	330

収益的支出 (単位：千円)

営業費用	
・ 人事異動等に伴う人件費の減額	△10,063

資本的収入 (単位：千円)

企業債	25,000
国庫補助金	15,000
工事負担金	10,000
・ 上記いずれも建設工事に関連する増額	

資本的支出 (単位：千円)

建設改良費	
・ 人事異動等に伴う人件費の減額	△542
・ 工事請負費の増額	70,000

追加議案目次

議案第94号	両津クリーンセンター一部（煙突・雨水調整池） 解体工事請負契約の締結について	1
議案第95号	平成30年度佐渡市一般会計歳入歳出決算の認定 について	2
議案第96号	平成30年度佐渡市国民健康保険特別会計歳入歳 出決算の認定について	3
議案第97号	平成30年度佐渡市後期高齢者医療特別会計歳入 歳出決算の認定について	4
議案第98号	平成30年度佐渡市介護保険特別会計歳入歳出決 算の認定について	5
議案第99号	平成30年度佐渡市下水道特別会計歳入歳出決算 の認定について	6
議案第100号	平成30年度佐渡市小水力発電特別会計歳入歳出 決算の認定について	7
議案第101号	平成30年度佐渡市歌代の里特別会計歳入歳出決 算の認定について	8
議案第102号	平成30年度佐渡市すこやか両津特別会計歳入歳 出決算の認定について	9
議案第103号	平成30年度佐渡市五十里財産区特別会計歳入歳 出決算の認定について	10
議案第104号	平成30年度佐渡市二宮財産区特別会計歳入歳出 決算の認定について	11
議案第105号	平成30年度佐渡市新畑野財産区特別会計歳入歳 出決算の認定について	12
議案第106号	平成30年度佐渡市真野財産区特別会計歳入歳出 決算の認定について	13
議案第107号	平成30年度佐渡市病院事業会計決算の認定につ	14

いて

議案第108号 平成30年度佐渡市水道事業会計決算の認定につ
いて

15

議案第94号

両津クリーンセンター一部（煙突・雨水調整池）解体工事請負契約
の締結について

下記のとおり契約を締結したいので、佐渡市議会の議決に付すべき契約
及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年佐渡市条例第60号）第2
条の規定により、議会の議決を求める。

記

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 契約の目的 | 両津クリーンセンター一部（煙突・雨水調整池）
解体工事 |
| 2 | 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 | 契約金額 | 299,200,000円 |
| 4 | 契約の相手方 | 新潟県佐渡市両津夷351番地1
株式会社本間組 佐渡支店
支店長 石山 剛 |

令和元年9月6日 提出

佐渡市長 三浦 基裕

議案95号

平成30年度佐渡市一般会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成30年度佐渡市一般会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和元年9月6日 提出

佐渡市長

三浦 基裕

（決算書及び監査委員の意見書別紙添付）

議案第96号

平成30年度佐渡市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成30年度佐渡市国民健康保険特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和元年9月6日 提出

佐渡市長

三浦 基裕

（決算書及び監査委員の意見書別紙添付）

議案第97号

平成30年度佐渡市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成30年度佐渡市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和元年9月6日 提出

佐渡市長

三浦 基裕

（決算書及び監査委員の意見書別紙添付）

議案第98号

平成30年度佐渡市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成30年度佐渡市介護保険特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和元年9月6日 提出

佐渡市長

三浦 基裕

（決算書及び監査委員の意見書別紙添付）

議案第99号

平成30年度佐渡市下水道特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成30年度佐渡市下水道特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和元年9月6日 提出

佐渡市長

三浦 基裕

（決算書及び監査委員の意見書別紙添付）

議案第100号

平成30年度佐渡市小水力発電特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成30年度佐渡市小水力発電特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和元年9月6日 提出

佐渡市長

三浦 基裕

（決算書及び監査委員の意見書別紙添付）

議案第101号

平成30年度佐渡市歌代の里特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成30年度佐渡市歌代の里特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和元年9月6日 提出

佐渡市長

三浦 基裕

（決算書及び監査委員の意見書別紙添付）

議案第102号

平成30年度佐渡市すこやか両津特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成30年度佐渡市すこやか両津特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和元年9月6日 提出

佐渡市長

三浦 基裕

（決算書及び監査委員の意見書別紙添付）

議案第103号

平成30年度佐渡市五十里財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成30年度佐渡市五十里財産区特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和元年9月6日 提出

佐渡市長

三浦 基裕

（決算書及び監査委員の意見書別紙添付）

議案第104号

平成30年度佐渡市二宮財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成30年度佐渡市二宮財産区特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和元年9月6日 提出

佐渡市長

三浦 基裕

（決算書及び監査委員の意見書別紙添付）

議案第105号

平成30年度佐渡市新畑野財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成30年度佐渡市新畑野財産区特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和元年9月6日 提出

佐渡市長

三浦 基裕

（決算書及び監査委員の意見書別紙添付）

議案第106号

平成30年度佐渡市真野財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成30年度佐渡市真野財産区特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和元年9月6日 提出

佐渡市長

三浦 基裕

（決算書及び監査委員の意見書別紙添付）

議案第107号

平成30年度佐渡市病院事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、平成30年度佐渡市病院事業会計決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和元年9月6日 提出

佐渡市長

三浦 基裕

（決算書及び監査委員の意見書別紙添付）

議案第108号

平成30年度佐渡市水道事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、平成30年度佐渡市水道事業会計決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和元年9月6日 提出

佐渡市長

三浦 基裕

（決算書及び監査委員の意見書別紙添付）